4　被害者参加弁護士の選定の請求に係る要件の緩和

刑事訴訟法第三一六条の三四から第三一六条の三八までに規定する行為を弁護士に委託しようとする被害者参加人であって、その資力（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額をいう。）から、手続への参加を許された刑事被告事件に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として請求の日から六月以内に支出することとなると認められる費用の額を控除した額が基準額（標準的な六月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加弁護士（被害者参加人の委託を受けて同法第三一六条の三四から第三一六条の三八までに規定する行為を行う弁護士をいう。以下同じ。）の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。）に満たないものは、当該被告事件の係属する裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができることとした。（第一一条第一項関係）

二　総合法律支援法の一部改正関係

1　日本司法支援センターの業務の範囲

日本司法支援センターは、一の3に規定する権限に係る事務を行うこととした。（第三〇条第一項関係）

2　区分経理

総合法律支援法第三〇条第一項第三号及び1の業務並びにこれらに附帯する業務について、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないこととした。（第四三条関係）

三　附則

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

2　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

◇民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第三四号）（内閣官房）

1　設立

㈠　株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、利用料金を徴収する公共施設等の整備等に関する事業に係る資本市場の整備を促進するとともに、当該事業を普及、推進することを目的とする株式会社形態の許可法人として設立することとした。（第三一条、第三八条及び第三九条関係）

㈡　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができることとした。（第三五条関係）

2　民間資金等活用事業支援委員会

機構に、民間事業者に対する支援、株式又は債権の処分等の決定を行う民間資金等活用事業支援委員会を設置することとした。（第四五条及び第四六条関係）

3　業務の範囲等

㈠　機構は、事業者（利用料金を徴収する公共施設等の整備等に関する事業を実施する者及び当該事業を支援する者）に対する出資又は資金の貸付け、株式又は債権の処分、公共施設等の管理者等又は民間事業者に対する専門家の派遣又は助言等の業務を営むこととした。（第五二条関係）

㈡　内閣総理大臣は、機構が支援の決定に当たって従うべき基準を定めて公表しなければならないこととした。（第五三条関係）

4　業務の実施

㈠　機構は、支援の決定に際しては、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならないこととした。内閣総理大臣は、事業所管大臣にその内容を通知し、事業所管大臣は、機構に対して意見を述べることができることとした。（第五四条関係）

㈡　機構は、平成四〇年三月三一日までに、保有する全ての株式及び債権の処分を行うよう努めなければならないこととした。（第五六条関係）

5　その他

㈠　政府は、国会の議決を経た金額の範囲内で、機構の債務を保証することができることとした。（第六一条関係）

㈡　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、機構に対し、報告徴収、検査、監督上必要な命令等を行うことができることとした。（第六二条及び六三条関係）

6　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇水防法及び河川法の一部を改正する法律（法律第三五号）（国土交通省）

一　水防法の一部改正関係

1　都道府県知事等は、水防計画に水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならないこととした。（第二条、第七条及び第三三条関係）

2　洪水予報等の通知をした国土交通大臣等は、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならないこととした。（第一三条の二関係）

3　浸水想定区域における避難の確保及び浸水の防止のための措置（第一五条～第一五条の五関係）

㈠　市町村防災会議は、浸水想定区域内に大規模工場等でその浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、当該施設の管理者等からの申出があった場合に限り、市町村地域防災計画において、当該施設の名称等を定めることとした。

㈡　市町村防災会議は、市町村地域防災計画において地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称等を定めるときは、当該施設の管理者等及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めることとした。

㈢　市町村地域防災計画に定められた地下街等の管理者等は、利用者の避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施するほか、自衛水防組織を置かなければならないこととした。

㈣　市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めなければならないこととした。

㈤　市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の管理者等は、浸水の防止を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めなければならないこととした。

4　水防管理者は、第三七条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等を、水防協力団体として指定することができることとするとともに、水防協力団体の行う業務に、水防に必要な器具等を保管し、及び提供することを追加することとした。（第三六条及び第三七条関係）

二　河川法の一部改正関係

1　目的等の規定において、「津波」を明記することとした。（第一条、第一二条、第七五条及び第七九条の二関係）

2　河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならないこととした。（第一五条の二関係）

3　河川管理者は、都道府県等の水防計画に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、水防管理団体が行う水防に協力することとした。（第二二条の二関係）

4　流水の占用の登録（第二三条の二～第二三条の四、第三五条、第三六条、第三八条及び第七九条関係）

㈠　第二三条の許可を受けた水利使用のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならないこととした。